

平成 13 年 10 月 30 日

ご契約者の皆様へ

あいおい損害保険株式会社

傷害保険等の「テロ行為による損害のお支払い」についてのご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は弊社業務に関しまして格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社では海外旅行傷害保険におきまして「報復を目的としたテロ行為」による損害につきましても保険金お支払の対象とさせていただいております。今般、傷害保険各種目および医療費用保険、介護補償保険ならびに労働災害総合保険法定外補償条項につきましても「報復を目的としたテロ行為」を含むテロ行為を補償の対象に含める特約の自動付帯により、保険金お支払の対象とさせていただくことにいたしましたのでご連絡申し上げます。

1. 新特約の概要

米国等のアフガニスタン空爆などの攻撃に対する「報復を目的としたテロ行為」を含むテロ行為全般をお支払の対象とする特約です。

2. 特約を付帯させていただく契約

10 月 30 日時点で有効な傷害保険契約および 10 月 30 日以降にお引き受けする傷害保険契約にこの特約を自動的にお付けさせていただきます。なお、当面の間追加・割増保険料は発生いたしません。

これにより、海外旅行傷害保険以外の傷害保険につきましても 10 月 30 日以降に発生するテロ行為については、報復テロか否かを問わず保険金をお支払いすることを明確化いたします。

< ご注意 >

現時点で取扱は上記のとおりとさせていただきますが、万一報復テロ行為が頻発するような事態となった場合には、皆様にあらかじめ連絡のうえ、追加保険料を請求またはそれ以降の本特約の削除をお願いすることがあります。

本特約は、あくまでテロ行為に限定して担保する内容となっておりますので、軍事力による戦争、外国の武力行使や内乱等はお支払の対象となりません。

敬具